

事 務 連 絡
平成21年1月28日

各 $\left(\begin{array}{cccc} \text{都} & \text{道} & \text{府} & \text{県} \\ \text{指} & \text{定} & \text{都} & \text{市} \end{array} \right)$ 介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成21年度以降の新たな要介護認定等の実施について

介護保険制度の推進につきましては、日頃からご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、要介護認定（要支援認定を含む。以下同じ。）の仕組みについては、平成21年度より改正を行うこととしておりますが、新しい要介護認定等基準時間の推計の方法等の適用時期について、市町村等からの問い合わせが寄せられているところです。

このため、新たな要介護認定制度については、別紙のとおり、4月1日以降の申請者に対して適用することといたしましたので、貴管内の各市区町村への周知方、よろしくお願いいたします。

なお、現在、要介護認定に関する告示及び通知に係る改正作業を行っているところですが、これらは、2月中旬以降に公布又は発出の予定であることを申し添えます。

本件連絡先

厚生労働省老健局老人保健課

課長補佐 田中

介護認定係 青木、渡邊

TEL 03-5253-1111（内）3944

FAX 03-3595-4010

電子メール watanabe-satoshi02@mhlw.go.jp